

給実甲第1320号

令和6年1月23日

人事院事務総長

給実甲第151号の一部改正について（通知）

給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第8条関係	第8条関係
1 (略)	1 (略)
<u>2 この条の第1項第2号の「その他の職員」には、例えば、次に掲げる職員が含まれるものとする。</u>	(新設)
二 <u>2の勤務官署に隔日で通勤</u>	

する職員

二 各月において比較的長期間にわたり引き続き出張し、その残余の期間についてのみ勤務官署に通勤することが常例であると認められる職員

三 計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれるもの

3 この条の第1項第2号の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 (略)

第8条の2関係

この条の第1項の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。

第13条関係

2 この条の第1項第2号の「平均1箇月当たりの通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 (略)

第8条の2関係

平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。

第13条関係

1 (略)

2 新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（以下「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等2分の1相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数

1 (略)

2 新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（以下「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等2分の1相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等

<p>分。以下同じ。)の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

以 上